

## 平成 30 年度 茨城県魅力映画支援事業 募集案内

茨城県の様々な魅力を広く発信し、知名度の向上、県内の経済活性化及び観光客誘客を図ることを目的に、公募により本県を舞台・題材にした映画の撮影を行う制作会社等に対して、本県内でのロケーション費用等に対する助成を行います。

### 1 対象となる映画

以下の条件にすべて該当するもの。

- (1) 茨城県を舞台、題材にしていると認識することが可能な映画であって、県内において撮影が行われるもので、全国の映画館等で上映(国内 50 館以上)かつ、幅広い年齢層が観覧できる映画であること。
- (2) 茨城県の様々な魅力を広く県内外・国外に発信し、知名度の向上、観光振興に資するものと認められるものであること。
- (3) 映画の上映実績、上映予定であることを証明する書類又は成果品等を提示できるものであること。
- (4) 市町村等、地元の協力が得られるものであること。
- (5) 政治的又は宗教的意図を有していないこと。
- (6) 公序良俗に反するなど反社会的非難を受けるおそれのあるものでないこと。
- (7) 補助金の交付を前提としたものでないこと。
- (8) 補助金の交付対象となる経費が、他の補助金の交付対象でないこと。
- (9) 作品の舞台、題材、撮影場所となる市町村・地域の協力を得られる作品であること。

### 2 対象となる経費

前提①：原則として県内で行われる撮影に要する経費。

※県外であっても映像効果作業費は含む。

前提②：支払いを証明する領収書・受領書等の写しを提出できること。

- (1) 広報・PR 費:申請書提出から実績報告までの作品のメディア掲載等の費用
- (2) 宿泊費：県内で宿泊する撮影スタッフや出演者の宿泊代（撮影準備の宿泊費用含む）
- (3) 食糧費：県内の業者に手配した、県内の撮影場所で必要な弁当・ケータリング代等。
- (4) 交通費：撮影スタッフや出演者の制作会社の本拠事務所のある都道府県から県内撮影場所までの往復交通費及び県内での撮影移動費。
- (5) 燃料費：県内で給油したガソリン代。
- (6) 車両機材等貸上料：県内で借りるレンタカーや県内移動のために利用したタ

クシー代、県内ロケで使用する機材レンタル料。

- (7) 施設使用料：ロケで使用した県内の施設の使用料。
- (8) ロケセット設置費：県内でのロケセット設置のため、県内業者を活用した資材調達等の経費及び設置する土地の使用料等
- (9) 設営撤去費：県内業者によるロケセット等の撤去（県内で再活用する場合は、移築）費用
- (10) 現地人件費：俳優やエキストラ及び現地撮影補助（警備員等）に係る人件費
- (11) 映像効果作業費：CG等の特殊効果に係る作業費

### 3 補助金の額

- (1) 補助の割合 経費の2分の1以内。
- (2) 補助金の額の上限 10,000千円  
(ただし、市町村の支出する補助額の同額以内とする。)

### 4 申請できる団体

映画等の製作を主たる目的とし、映画等の製作について相当の実績がある団体であり、かつ、定款やこれに類する規約等を有する団体で、下記事項がすべて定められていること。

- (1) 団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること。
- (2) 自らが経理し、監査する等会計組織を有すること。
- (3) 団体の本拠地として事務所を有すること。

※暴力団の排除条項について

暴力団に該当しないことを自ら誓約し、仮に当該事実が判明した場合には、補助金交付決定が取り消されることについて異議のない旨の誓約書及び役員等名簿の提出が必要です。（くわしくは、いばらきフィルムコミッションにお問い合わせください）

### 5 申請にあたっての留意事項

- (1) 申請書類の作成 審査資料となりますので、提出後変更することのないよう、その内容については十分検討の上、作成してください。制作された作品が、審査を受けた内容および収支予算と著しく異なる場合は、補助金を交付しないことがあります。
- (2) 関係書類の保存 補助対象者は、補助金交付に関する一連の通知、関係する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければなりません。

### 6 申請の流れ

- ① 製作会社は、「いばらきフィルムコミッション（以下「FC」という。）」に

申請書類を揃えて提出します。

② F Cは申請内容を審査会で審査し、交付決定の可否を製作会社に通知します。

③製作会社が撮影を開始します。(事前着手届を提出すれば交付決定前の撮影も可能)

④映画完成後に実績報告書をF Cへ提出します。

⑤ F Cは報告内容を確認し、確定した補助金額を製作会社に通知します。

⑥製作会社が請求書を提出します。

⑦ F Cは請求内容を確認し、茨城県から補助金が支払われます。

#### 補助金交付の受付窓口・問合せ先

いばらきフィルムコミッション

(茨城県営業戦略部観光物産課フィルムコミッション推進室)

電話029(301)2528 FAX029(301)3629

E-mail [ibaraki-fc@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:ibaraki-fc@pref.ibaraki.lg.jp)

## 7 手続きについて

### (1) 申請

①申請時期 補助金の申請書の提出期限は、知事の定める募集期間(平成30年4月26日から5月25日)の間でかつ、撮影開始5日前までです。

②必要書類 申請の際は、以下の書類を正副2部ずつ提出してもらいます。

ア 交付申請書(第1号様式)

イ 事業計画書(第2号様式)

ウ 収支予算書(第3号様式)

エ 補助対象者概要(第4号様式)

オ 誓約書(第5号様式)及び役員等名簿(第6号様式)

カ 定款又は寄付行為等

キ 財務諸表等

ク 作品の企画書

ケ 台本、撮影スケジュール

コ セット設営費を計上する場合の概要及び処理方針に係る資料

サ 口座振替(送金)依頼書(代表者印を押印)

シ 市町村等の補助金等の申請書類一式(交付決定されている場合は決定通知書)

シ 預金通帳の写し(名義人がカタカナで印刷されているページをA4サイズでコピーしたもの)

※やむを得ない事情により補助金の交付決定前に補助事業を開始する場合は、あらかじめ茨城県魅力映画支援事業補助金交付決定前着手届出書(第7号様式)の提出が必要です。

## (2) 承認

交付決定を受けた後に、下記①に該当する変更事項がある場合は、書面により承認の申請が必要です。

### ①承認が必要な場合

- ア 交付決定額を増額する場合
- イ 交付決定額を20%を超えて減額する場合
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止をする場合
- エ 補助事業の内容の重要な部分に関する変更をする場合

### ②必要書類

申請の際は、以下の書類を正副2部必要です。

- ア 茨城県魅力映画支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(第8号様式)
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書

※変更前と変更後の数値を併記し、変更後の数値は括弧書きとすること

## (3) 実績報告

事業者は「事業完了」から起算して、30日を経過した日又はその3月31日のいずれか早い日までに、下記ア必要書類をFCへ提出してください。

### ①必要書類

- ア 実績報告書(第9号様式)
- イ 事業報告書(第10号様式)
- ウ 収支決算書(第11号様式)
- エ 支出証拠書類(領収書・受領書等の写し)
- オ 事業の実施結果に係る参考資料(成果品※、県広報等に二次使用可能な撮影写真等、上映予定映画館等とスケジュール)
- カ 実績報告時点での市町村等の補助金等の申請書類(写し)一式(交付決定されている場合は決定通知書)

※「成果品」とは、作品(電子媒体)をメディアに記録し提出することを指します。

## (4) 請求

補助金の確定通知書を受領したら、FCへ請求書(第12号様式)を提出してください。

## (5) 交付決定の取り消し

知事は交付決定者が要綱第15条各号のいずれかに該当すると認められた場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。